

産業競争力会議第13回実行実現点検会合 (立地競争力・国際展開)説明資料

「日本再興戦略」改訂2014」の進捗状況

平成27年2月
総務省

事業環境整備等

【「日本再興戦略」改訂2014 記載】

- ・ 運営権者への公務員の派遣等について、仙台空港等の先行事例の検証や民間ニーズの把握に併せて法的根拠の整理等を進め、必要に応じ所要の措置を講ずる。

- ・ 地方公共団体の事業実施に向けて、公共施設等運営権制度において指定管理者制度や地方公営企業法上の取扱い等について、通知の発出やガイドライン・手引き等の改訂等を行う。

【総務省の取組の進捗状況】

- ・ コンセッション事業の円滑かつ効率的な実施を図るため、コンセッション事業者の要請に応じて、一定期間、専門的ノウハウ等を有する公務員を派遣する制度を創設する等の措置を講ずる予定（今国会において提出される予定のPFI法改正法案（調整中））

※②運営権者への公務員派遣を可能とする法制度について

- ・ 昨年6月に公共施設等運営権制度における指定管理者制度や公営企業の取扱等に関する通知を総務省から発出。

※⑧指定管理者制度や地方公営企業上の取扱に関するガイドラインの改訂状況について

制度活用のためのインセンティブ付与

- ・ 地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、国・地方による支援の在り方を検討する。

- ・ 地方公共団体が管理する公共施設等に関して、標準的な整備手法による資産台帳整備やアセットマネジメントのための仕組みづくりについて、達成目標の設定や支援の方策を検討する。

- ・ 地方公共団体が国庫補助を受けて実施する公共施設等運営権方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

※⑥地方公共団体のコンセッション準備事業に関する支援予算について（予算規模、想定件数等）

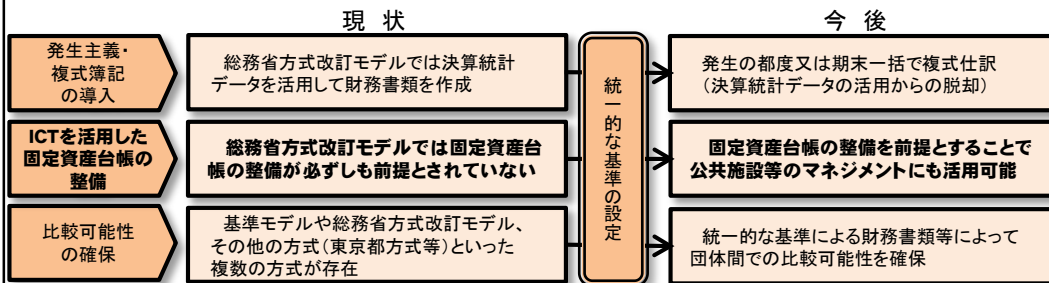
- ・ 固定資産台帳の整備を前提とした統一的な基準による財務書類等を原則として3年間で全ての地方公共団体において作成するよう要請（平成27年1月総務大臣通知）。併せて、マニュアルの公表、ソフトウェアの無償提供、研修等の充実・強化、特別交付税措置等により整備を促進。
- ・ 説明会等の実施（平成26年度に入り60回以上開催）、Q & A集や優良事例の紹介、特別交付税措置等により、公共施設等総合管理計画の策定を促進。
- ・ 平成27年度から平成31年度までの5年間で、公営企業会計が適用されていない下水道事業及び簡易水道事業を中心にその適用を要請（平成27年1月総務大臣通知）。併せて、マニュアル等の公表、アドバイザー派遣、研修の充実、所要の地方財政措置等により整備を促進。

固定資産台帳の整備等によるPPP/PFIの導入促進

1 固定資産台帳を含む地方公会計の整備促進

(平成27年1月23日総務大臣通知により整備要請)

- 全ての地方公共団体において、固定資産台帳の整備を前提とした統一的な基準による地方公会計について、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備。



- 事業別・施設別のセグメント分析を活用した予算編成等だけでなく、取得年月日、取得価額、耐用年数等を記載した固定資産台帳を公表することにより、民間事業者からの積極的なPPP/PFIの提案につなげる。

※ 統一的な基準による地方公会計マニュアルの公表、標準的なソフトウェアの無償提供、研修等の充実・強化、固定資産台帳の整備等に係る特別交付税措置(措置率1/2、財政力補正あり)等により、整備を支援。

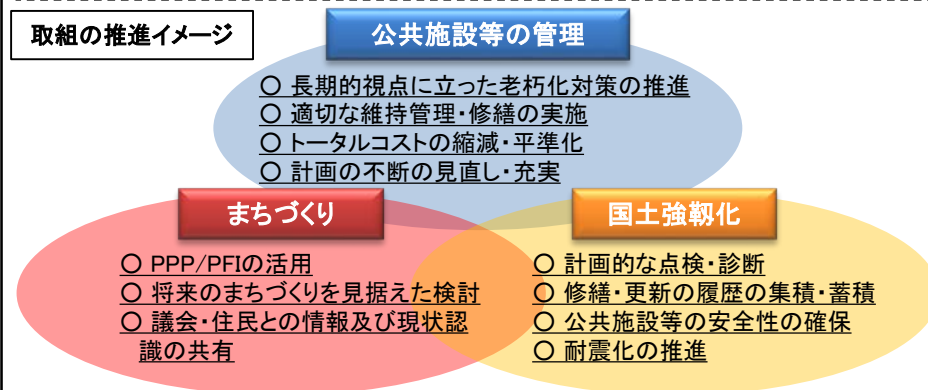
2 公共施設等総合管理計画の策定促進

(平成26年4月22日総務大臣通知により策定要請)

【公共施設等総合管理計画の主な内容】

- 人口や保有する公共施設等についての現況及び将来の見通し
- 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費や充当可能財源の見込み
- これらの分析を踏まえた公共施設等の管理に関する基本的な方針

取組の推進イメージ



- 計画の策定を通じ、計画の実行のために有効なPPP/PFIの積極的な活用の検討を促進。

※ 指針の発出、説明会等の開催、計画策定費に係る特別交付税措置(措置率1/2)等により、計画策定を支援。

これらの取組により、

- 公共施設等の情報の積極的公表を促進し、民間事業者がPPP/PFI事業に参入しやすい環境を整備。
- 地方公共団体において、公共施設等の効果的な整備について検討が進むこととなり、PPP/PFI事業の活用も含めた、効率的・効果的な公共施設等の整備・更新等を促進。

公営企業会計の適用の推進によるPPP/PFIの導入促進について

背景・経緯

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要。

○平成25年度 「地方公営企業法の適用に関する研究会」における検討

公営企業会計の適用推進が必要。住民生活に密着し資産規模が大きい下水道事業及び簡易水道事業は特に必要性が高い

○平成26年6月 「経済財政運営と改革の基本方針2014」(骨太の方針2014)

財政マネジメント強化、PPP/PFI推進支援等のため、簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。

平成26年8月に「ロードマップ」を発出し、適用促進のスケジュール等を周知。

要請内容

「公営企業会計の適用の推進について」(平成27年1月27日付総務大臣通知)、「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付自治財政局長通知)等を発出し、以下の内容を要請・周知。

○計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことを要請。

- 平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする。
- 下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け。

○総務省が講じる支援措置等について周知。

- 公営企業会計適用についてのマニュアルの策定を周知。地方財政措置の拡充、アドバイザーの派遣、研修の実施等を周知。
・経営改革の推進、都道府県が講じることが望まれる支援措置等を助言。

※ 本要請と同時期に「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」「先行事例集」「質疑応答集」等の公表、関係通知の改正を行い、また、平成27年度からの地方財政措置の拡充、アドバイザーの派遣充実等を行うことを決定している。

 公営企業会計の整備推進等を通じ、民間事業者によるPPP/PFIへの参入を促進。